

## 企業立地促進条例に基づき6件の事業計画を認定



横浜市は市内経済の活性化に向け、横浜の強みや魅力を生かした積極的な企業誘致活動を行っています。

このたび、「企業立地促進条例（横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例）」に基づき、企業から申請された事業計画の審査を行い、令和6年8月8日付で新たに6件の事業計画を認定しました。そのうち2件は、令和6年4月1日施行の条例で初めて認定しました。これにより、平成16年の条例施行から、累計認定件数は182件となりました。

### 1 認定事業計画・企業概要

#### 【固定資産取得型】

#### 【固定資産取得型】

#### 【固定資産取得型】

企業名 (当条例上の企業区分)		①ENEOS株式会社 (大企業)	②住友電気工業株式会社 (大企業)	③株式会社ニッポン (大企業)
認定事業計画の概要	支援対象	研究所の設置	研究所の設置	研究所の設置
	事業場所	中区千鳥町8番地	栄区金井町1番地	都筑区牛久保三丁目9番地4
	事業目的	中央技術研究所に新たな研究棟を設置する。カーボンニュートラル社会を実現するため、石油精製、潤滑油に加え次世代エネルギーや最先端デジタル技術を活用した研究開発を強化する。他企業等との連携スペースを設け、オープンイノベーションの促進を図る。	横浜製作所内に新研究開発施設（実験棟）を2棟設置する。世界でもトップクラスの性能とシェアを誇る光部品の最先端研究開発を推進するとともに、将来の新開発設備展開も可能とし、情報通信製品の開発能力を強化する。	研究開発拠点を移転する。移転により効率性を高め、複数部門・外部との連携に力を入れることで研究開発機能の強化を図る。経営理念である、人々のウェルビーイングを追求し、持続可能な社会の実現に貢献するための研究開発活動を行う。
	事業開始日（予定）	令和10年4月	令和8年7月	令和8年7月
	対象投下資本額	250億円	72億5,000万円	95億円
	支援予定額（概算）	助成金 30億円	助成金 7億2,500万円	助成金 9億5,000万円
企業概要	代表者	代表取締役 山口 敦治	代表取締役 井上 治	代表取締役社長 前鶴 俊哉
	本社所在地	東京都千代田区 大手町一丁目1番2号	大阪市中央区 北浜四丁目5番33号	東京都千代田区 麴町四丁目8番地
	資本金	300億円	997億3,700万円	122億4,000万円
	従業員数	8,981名	7,313名	1,156名
	事業内容等	エネルギー関連産業	非鉄金属製造業	食料品製造業

裏面あり



## 【固定資産取得型】

## 【固定資産取得型】

## 【テナント型】

企業名 (当条例上の企業区分)		④トルンプ株式会社 (大企業)	⑤株式会社大林組 (大企業)	⑥株式会社 日産フィナンシャルサービス (大企業)
認定 事業 計画 の 概要	支援対象	本社等の設置	特定賃貸業務ビルの設置	本社等の設置
	事業場所	都筑区池辺町 4261-13	西区みなとみらい五丁目 1番1ほか	西区みなとみらい 五丁目1番2号 横浜シンフォステージ
	事業目的	緑区の本社オフィス及び ショールームを集約し、新 本社ビルを設置する。従業 員の増加に対応することに 加え、駅からのアクセスを 改善し、オフィスとショール ームを統合することで、 よりスムーズに製品案内を 行う。	賃貸オフィスビル「横浜 シンフォステージ」を設置 する。グレードの高いオフ イスビルとすることで、み なとみらい 21 地域の更なる ブランド力向上に貢献す る。みなとみらい 21 地域へ の進出を希望する企業の多 様なニーズに対応する。	千葉市の本社機能をみなと みらい 21 地域に移転する。 親会社である日産自動車(株)本 社に隣接する場所へ移転す ることで、グループ一体とな った活動をより強化し、魅力 的で先進的な商品、サービス の提供を図る。
	事業開始日 (予定)	令和 8 年 1 月	令和 6 年 4 月	令和 7 年 2 月
	対象投下資本額	62 億 4,400 万円	157 億 5,800 万円	—
	支援予定額 (概算)	助成金 6 億 2,440 万円	助成金 12 億 6,064 万円	法人市民税の課税免除 12 億 3,600 万円 (6年間)
企 業 概 要	代表者	代表取締役 高梨 眞二郎	代表取締役 蓮輪 賢治	代表取締役 風間 一彦
	本社所在地	緑区白山一丁目 18 番 2 号	東京都港区 港南二丁目 15 番 2 号	千葉県千葉市美浜区 中瀬二丁目 6 番地 1
	資本金	1 億円	577 億 5,200 万円	163 億 8,700 万円
	従業員数	230 名	9,253 名	586 名
	事業内容等	板金機械・レーザー機器 製造業	国内外建設工事、地域開 発・都市開発・その他建設 に関する事業 等	貸金業、クレジットカード業 等非預金信用機関、物品賃貸 業、保険業

各企業 お問合せ先	
① ENEOS株式会社	広報部 メディアリレーショングループ メールアドレス pr@eneos.com
② 住友電気工業株式会社	広報部 広報グループ 松宮 有紀 様 Tel 03-6406-2701
③ 株式会社ニッポン	広報部 第1チーム Tel 03-3511-5307
④ トルンプ株式会社	代表 Tel 045-931-5710
⑤ 株式会社大林組	コーポレート・コミュニケーション室広報課 Tel 03-5769-1014
⑥ 株式会社日産フィナンシャル サービス	総務人事部 メールアドレス nfs-madoguchi-yokohama@nissan-fs.co.jp

※事業計画の詳細については、各企業へお問い合わせください。



**GREEN x EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



## 2 脱炭素化に資する事業計画やテナントへの支援を強化

本条例については、分野（脱炭素）、機能（研究開発）、立地する地域に着目するなどして、支援内容を一部見直し、令和6年4月1日から施行しました（令和6年2月22日公布）。

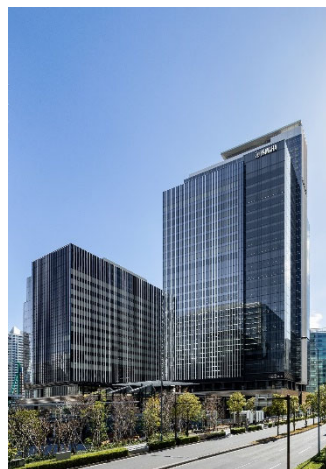
今回認定したENEOS株式会社（固定資産取得型）及び株式会社日産フィナンシャルサービス（テナント型）の事業計画は、施行後、初の認定となりました。

### ○主な支援強化の内容

<p><b>固定資産取得型の場合</b> （建物を建設・取得する場合等に投下資本額に助成率を乗じた額を交付）</p>	<p>研究所のうち、脱炭素化に関連する分野に該当するものに <b>助成率 20%</b>（過去最大）</p> <p>※1 脱炭素化に関連する分野：次世代エネルギー、半導体・情報通信、自動車・蓄電池など脱炭素化に関する事業</p> <p>※2 関内周辺、新横浜都心、みなとみらい21、京浜臨海部、臨海南部の5地域に立地する事業計画に限る。</p> <p>※3 上限額：30億円</p>
<p><b>テナント型の場合</b> （建物を賃借する場合に一定期間、法人市民税の課税を免除）</p>	<p>法人市民税（法人税割額）を<b>課税免除</b>（最大6年間）</p> <p>※脱炭素先行地域であるみなとみらい21地域においては、再生可能エネルギーを100%活用する場合、課税免除期間を1年延長し、最大6年間免除 （従来は、1事業年度あたり1億円を上限に軽減。最大5年間）</p>



ENEOS株式会社 中央技術研究所  
新研究棟（外観イメージ）



横浜シンフォステージ  
（株式会社日産フィナンシャルサービス入居予定）

### お問合せ先

経済局企業投資促進課企業誘致・立地担当課長

畠山 幹貴

TeI 045-671-2595

本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

